

令和 4 年 6 月 14 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00807

研究課題名（和文）持続可能な社会の「所有」モデル - 財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整 -

研究課題名（英文）Property law for a sustainable society

研究代表者

横山 美夏（Yokoyama, Mika）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80200921

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,760,000円

研究成果の概要（和文）：本研究を通じて、種苗・遺伝資源、不動産管理など、財の保全と利用に際して通時的な利害調整が必要となる問題について、それぞれの問題状況を明らかにしたうえで、利害調整の対象となる将来世代の利益の内容および、利害関係者の範囲を確定するために必要な観点を見出し、通時的利害調整のありかたをふまえた所有モデルを考察するための手がかりを得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、種苗を始めとする遺伝資源や自然資源および不動産管理など、現時点で存在する利害関係者（現代世代）の共時的な利害調整のみならず、現代世代と将来世代との間の、いわば通時的な利害調整の必要な財について、利害調整を行うために考慮すべき要素や考慮の方法に関する問題のありかを明らかにした点で、将来世代の利益を考慮した財の利用と保全を保障することのできる、持続可能な社会の実現に寄与するという社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research clarifies the status of modern issues that requires chronological adjustment of interests in conservation and use of resources such as genetic resources and real estate. It points out also the viewpoints necessary to determine the interests of future generation and the scope of stakeholders, to examine how to adjust the interests over time. Then, based on these issues, we could get a clue to consider an ownership model that incorporates the viewpoint of chronological interest adjustment.

研究分野：民法

キーワード：所有 持続可能性 自然資源

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 持続可能な社会のありかたを構想するにあたっては、現時点における関係者の利害調整のみならず、将来世代への影響も考慮する必要がある。本研究開始当時、持続可能な社会の構築は、法学にとっても極めて重要な課題の1つとなっており、環境問題や社会保障といった個別の法分野では、将来世代への影響の考慮という通時的観点を取り入れた研究が展開していた。もっとも、通時的観点を組み入れた利害調整の重要性は、個別の法分野にとどまらず、私法の根幹である「所有」にもあてはまるところ、所有のありかたに通時的観点を取り入れた研究は、これまで、法学の分野では進展していなかった。

(2) 本研究代表者は、本研究開始以前から、伝統的所有権概念とは異なる観点から所有に関わる理論研究を行うことを通じて、所有をめぐる現代的課題に関する研究を進めてきた。そして、それらの研究を通じて、持続可能な社会を実現するためには、所有についても、現時点における利害関係者の個人的・集団的利益を調整する必要性が明らかになっていた。そこで、将来世代の利益を考慮した財の利用と保全を保障するために、通時的な利害調整を可能とする法技術を考究する本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、財の利用と保全について、通時的観点を考慮した利害調整が必要不可欠な現代的事象を取り上げ、そこに現れる利害調整問題を多角的に分析するとともに、所有をめぐる利害調整のありかたを理論的に整理し、その調整原理の再構成を目指すことである。

3. 研究の方法

本研究では、まず、通時的観点を考慮した利害調整が必要不可欠である現代的事象を、遺伝資源や自然資源を中心にいくつかとりあげ、それぞれの事象においてどのような問題があるのかを具体的に把握することとした。と同時に、諸外国の法状況や世界的な法規範の動向を参照しつつ、通時的観点を考慮した利害調整に関する視点や法技術について、分野横断的・領域横断的な調査・分析を行った。そのうえで、における調査・分析を、で取り上げられた問題の解決として取り入れることができるか、そのためにどのような課題があるかを検討し、さらに、通時的観点を考慮した利害調整を可能とする所有モデルについて構想することを試みた。

具体的には、本研究では、文献資料の収集・検討や、共同研究者間の意見交換・議論という方法に加えて、法律実務家（井原友己弁護士、井上龍子弁護士〔元農林水産省〕）や行政実務担当者（国土交通省）からのヒヤリング調査を実施するなどして、問題状況の把握に努めた。また、共同研究者として、民法のみならず知的財産法および行政法の研究者を迎えたほか、経済学（岡田ちから氏）や基礎法学（高村学人教授〔立命館大学〕）、フランス行政法学（木村琢磨教授〔千葉大学〕）など、他分野・外部の専門家・研究者を招いて講演会を実施し、幅広い知見を得ることとした。

4. 研究成果

以上の方法に従って研究を進めた結果、種苗・遺伝資源および不動産管理をはじめとする、通時的な利害調整が必要な現代的事象について、下記の研究成果を得た。このうち、不動産管理は、

自然資源の典型例ではないが、通時的観点に立った利害調整が不可欠な分野であり、民法および建物の区分所有等に関する法律の改正が進行するなど、社会的にも注目の大きな課題となっている。また、水資源や文化財についても、利害調整問題を分析し、規制手段に関する検討を行い一定の成果を得た。そして、これらの分析を踏まえ、将来世代の利益を現時点で考慮するための理論枠組みについて、手がかりを得ることができた。

それぞれの項目についての研究成果はつぎの通りである。

(1) 種苗・遺伝資源における利害調整問題

種苗・遺伝資源については、まず、改正種苗法の施行を契機として、植物新品種保護のありかたについて、育成者権と「農業者の権利」の調整を軸とした総合的な分析を行った。その結果、植物新品種保護法制に係る立法論や解釈論において、農業慣行や農業者の権利という知的財産法外在的な価値をいかに反映させていくかという視座が重要となることが確認された。他方、農業者の権利の具体的な内実が確定せず、また、「農業者」間でも常に利害が一致しているとは限らないこともあり、この権利なるものを直接の根拠に一定の政策判断を行うことには限界もあることが明らかとなった。

つぎに、遺伝資源については、栽培種の多様性を将来世代に継承することが求められるが、栽培種の多様性を確保するためには、生息域内保全と生息域外保全との循環を伴う栽培種の継続利用がされることが望ましいことがわかった。その一方で、現在のところ、将来世代が種の栽培種の多様性によって享受すべき直接的利益の内容が必ずしも明確にされていないという問題がある。さらに、種によって、保全対象の遺伝資源の財としての価値に差異があることから、生息域内保全および生息域外保全に関わる現代世代に、将来世代のために種の多様性を保全する法的義務を課すことは難しいことも明らかになった。

以上より、種苗・遺伝資源については、知的財産権等の現代世代の利益を保護する制度の中に、農業者の利益、あるいは栽培種の多様性という将来世代の利益の保護という観点をいかに反映させていくかという視座が重要であることを指摘できる。もっとも、将来世代の利益は一樣ではなくかつ不確定性を伴う。そのため、これを現代世代の財の所有に対する制約として構成する際には、不確定な要素を包摂しうる概念ないし法技術を用いる必要がある。

(2) 不動産管理における利害調整問題

不動産管理に関しては、民法に新設された所有者不明土地管理制度および管理不全土地管理制度、ならびに既存の事務管理制度について、土地所有権に対する制約がどのような要件の下で認められるか、また、どのような態様の制約が課されるかを検討した。その結果、いずれの制度も、現在または将来における、特定の人（近隣住民など）に対する危険害悪を防止することに主眼が置かれているが、地域住民全体に対する危険害悪を防止することも制度の趣旨に含まれるか、さらに、危険害悪の防止を超えて、所有者不明土地や管理不全土地の利活用・有効活用にまでその趣旨が及ぶかが議論となっていることがわかった。

また、所有者不明土地問題への対応としてされた民法改正に至る議論の分析を通じて、共有関係に関する規律の展開を明らかにした。すなわち、共有に関する規定（物権編のほか、組合、相続に規定がある）は、従来、共有者間の人的結合関係の性質を考慮して規律を違えるものであった。これに対して、上記民法改正により、共有者の一部が不明である場合につき、不動産のみに適用がある規定が設けられた。改正に至るまでの議論を分析すると、不動産と動産とで、共有者

間の利害関係の重大性、共有者の存在および所在の把握可能性、簡易迅速な意思決定が求められる程度等において定型的に違いがあることから、より一般的に、物の種類・性質の違いに応じて共有関係における意思決定の在り方を定める必要性があることが読み取れる。

以上のことは、財の利用と保全について将来世代の利益を考慮する際にも、その財の性質を考慮する必要があることはもちろん、財の保全を超えた有効活用が将来世代の利益にどのように影響するかを検討する必要があることを示唆する。

(3) その他の事象について

以上のほか、有形文化財や水資源における利害調整問題についても検討を行った結果、以下の知見を得た。

まず、有形文化財については、その価値を共有し次世代に継承するためには、文化財の公開を継続することが必要である一方で、公開された文化財の写真等が無断で商業利用される状態は文化財公開へのディスインセンティブになる可能性がある。そこで、文化財の無体的利用について、文化財所有者がどのような理論のもとでどこまでのコントロールを及ぼすことを認めるのが課題となる。もっとも、日本の判例は、文化財の所有権による保護も、物のパブリシティ権による保護も否定しているところ、とくに文化財に著作権が存在していない場合や、著作権が広く制限されている建築の著作物や屋外に恒常的に設置されている美術著作物については、契約により対処するか、文化財が管理されている場の所有権（管理権）による規制の可否と限界について検討する必要がある。

また、水資源については、地下水の汲み上げ規制など、民事上の権利を認めただうえで一定の行為を規制するアプローチが採られている場面と、河川法のように、民事上の権利の成立を認めず公物として管理するアプローチが採られている場面があるが、地表の流水と地下水の適切な利用・管理を可能にするための統合的な「水法」を構想する必要があると思われる。また、水資源の保全という観点からは、水源保護も重要であるが、規制法アプローチによるとしても公物法アプローチによるとしても、投資協定仲裁のリスクがあることがわかった。

(4) 将来世代の利益を現時点で考慮するための理論枠組み

現代世代による自然資源の過剰な利用による将来世代の不利益を回避する方法の1つとして、特定の自然資源について、公物とも私的所有物とも異なる公共物として構成する可能性について、フランスおよびイタリアの議論などを参照して検討を行った。その結果、公共物と構成することにより、行政に依存することなく、また、将来世代の利益も組入れた財の計画的利用と保存を可能にしている例があることがわかった。他方、それを可能にしている条件は単純ではなく、公共物という考え方を導入する際に、当該財の利用と保全について関係者が長期的にコミットメントを持ち続けるために、どのような条件を整える必要があるかを検討する必要があることが明らかになった。

また、フランスで2016年に導入された「環境に関する物的債務」（環境法典 L.132-3 条）について検討した。この制度は、不動産の所有者が、公共団体や環境保護団体との間で契約を締結することにより、目的不動産の包括承継人・特定承継人に移転されうる環境債務（生物多様性または環境機能に関する要素の維持、保全、管理または回復を目的とする債務）を創出することを可能とするものである。研究の結果、このような制度は、通時的な利害調整を可能とする道具立ての1つとして有用であるものの、価値判断を個人に委ねることの当否や、法的構成の課題（物

権の亜種と位置づける可能性や、所有に付随する契約と位置づける可能性が示されている)があることもわかった。

さらに、行政法学と所有権との最大の接点である、損失補償をめぐる議論についても検討した。我が国の判例・学説は、ドイツ法の影響を受けているものの、ドイツ連邦憲法裁判所の砂利採取決定以降は、違憲無効説を明示的に採用したドイツ法と、請求権発生説を維持した日本法の前提の違いから、一部の例外を除いて、ドイツの法理論の発展は日本の行政法学に影響を与えていない。そこで、国際投資仲裁をめぐる議論の中で改めて問題となったドイツの所有権・収用・損失補償理論の特色を明らかにするとともに、日本の損失補償の議論との共通点・相違点を明確化することに努めた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 92(4)
2. 論文標題 コメント：不動産を目的とする権利の承継を中心に(小特集 相続法改正における権利・義務の承継の規律：その位置づけと課題)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 74(10)
2. 論文標題 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し 民法改正関係を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 18-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 495
2. 論文標題 民法等の一部を改正する法律・相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(上)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 59-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 496
2. 論文標題 民法等の一部を改正する法律・相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(下)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 50-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐久間毅	4. 巻 111
2. 論文標題 空き家問題と不動産所有にかかる民事基本法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 58-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横山美夏	4. 巻 91巻2号
2. 論文標題 「フランス法の所有(propriete)概念(小特集 所有権 を問い直す : 歴史・比較・理論)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 1122
2. 論文標題 所有権の内在的制約(上)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 28-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 1124
2. 論文標題 所有権の内在的制約(下)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 58-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 92(1)
2. 論文標題 社会の中の法学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 90巻8号
2. 論文標題 平等原則と比例原則	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 848号
2. 論文標題 地域自治の法制度設計	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 地方自治	6. 最初と最後の頁 2-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原田大樹	4. 巻 461号
2. 論文標題 公物と私法秩序	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 84-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 1144
2. 論文標題 公共空間からアクセス可能な有体物の影像利用の自由と限界（上） -フランスにおける『財の影像』をめぐる議論の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 21-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荻野奈緒	4. 巻 1146
2. 論文標題 公共空間からアクセス可能な有体物の影像利用の自由と限界（下） -フランスにおける『財の影像』をめぐる議論の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 36-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋山靖浩	4. 巻 93(5)
2. 論文標題 土地管理制度と土地所有権に対する制約（上） 「土地を使用しない自由」を出発点として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋山靖浩	4. 巻 93(7)
2. 論文標題 土地管理制度と土地所有権に対する制約（下） 「土地を使用しない自由」を出発点として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 78-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山代忠邦	4. 巻 72(2)
2. 論文標題 栽培種の多様性保全に対する法的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 767-786
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 原田大樹
2. 発表標題 多層的な法秩序と公法学
3. 学会等名 Staatsrecht研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 原田大樹
2. 発表標題 政策実現過程のグローバル化と日本法の課題
3. 学会等名 関西行政法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 横山美夏
2. 発表標題 フランス法の所有(propriete)概念
3. 学会等名 第11回基礎法学シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hiroki HARADA
2. 発表標題 Reform der Verwaltungsrechtsdogmatik angesichts der Reduzierung des demographischen Saldos
3. 学会等名 Fortentwicklung des Verwaltungsrechts (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroki HARADA
2. 発表標題 Globalization on Policy Materialization and the Future of the Japanese Law
3. 学会等名 International Workshop on Globalization in Enforcement and Dispute Resolution from the Perspective of Legal Theory (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 愛知靖之
2. 発表標題 「植物新品種等の知的財産法による保護 - 種苗法の改正を契機として - 」 総論
3. 学会等名 日本工業所有権法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 牧野利秋編 (愛知靖之分担執筆)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 青林書院	5. 総ページ数 328
3. 書名 最新知的財産訴訟実務	

1. 著者名 小粥 太郎・大村 敦志・道垣内 弘人・山本 敬三編（秋山靖浩分担執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 854
3. 書名 新注釈民法(5) 物権(2)	

1. 著者名 良永和隆、秋山靖浩、平野裕之他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 517頁
3. 書名 論点体系判例民法2物権（第3版）	

1. 著者名 愛知靖之、前田健、金子敏哉、青木大也他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 520
3. 書名 知的財産法	

1. 著者名 原田大樹	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 428
3. 書名 公共紛争解決の基礎理論	

1. 著者名 浅野有紀、原田大樹、藤谷武史、横溝大他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 400
3. 書名 政策実現過程のグローバル化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	秋山 靖浩 (Akiyama Yasuhiro) (10298094)	早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授 (32689)	
研究分担者	荻野 奈緒 (Ogino Nao) (30546669)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	愛知 靖之 (Echi Yasuyuki) (40362553)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	佐久間 毅 (Sakuma Takeshi) (80215673)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	
研究分担者	山代 忠邦 (Yamashiro Tadakuni) (80738881)	関西学院大学・法学部・准教授 (34504)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	原田 大樹 (Harada Hiroki) (90404029)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関